

D 1 - 3 3

5 年 保 存 (常) (令和12年12月31日まで)

F N . D 1 - 6 - 0

鹿 交 企 第 3 0 2 5 号

令 和 7 年 5 月 2 9 日

各 部 長

各参事官 殿

各所属長

本 部 長

担当	交通総合対策室	TEL	
----	---------	-----	--

特定自動運行に係る許可に関する事務処理要領について（通達）

見出しのことについては、「特定自動運行の許可に関する事務処理要領について（通達）」（令和5年5月15日付け鹿交企第189号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、特定自動運行の許可等に関する取扱規則（令和5年鹿児島県公安委員会規則第11号）の一部改正に伴い、旧通達の一部を改正したので、その運用に誤りがないようにされたい。

なお、この通達における用語の定義は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総府令第60号。以下「府令」という。）に定めるところによる。

この通達は令和7年6月1日から施行し、旧通達は令和7年5月31日限り廃止する。

別添

特定自動運行に係る許可に関する事務処理要領

第1 許可申請事務の取扱い

1 許可申請の受理

(1) 申請の受理

交通企画課長は、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可申請（以下「許可申請」という。）があったときは、府令別記様式第五の九の特定自動運行許可申請書（以下「許可申請書」という。）及び府令第9条の21第1項各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）の有無並びに記載漏れ等の形式的確認を行い、不備がなければ許可申請書の余白に受付印を押印し、これを受理すること。

交通企画課長は、許可申請を受理したときは、許可申請管理台帳（別記第1号様式）に受理年月日等の必要な事項を記載し、管理すること。

(2) 手数料の徴収

交通企画課長は、許可申請を受理する際は、鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める手数料相当額の鹿児島県収入証紙が、許可申請書の余白又は裏面に貼付されていることを確認するとともに、証紙消印を押印すること。

(3) 事務処理経過の記録

交通企画課長は、申請等に係る事務の処理状況について、処理経過簿（別記第2号様式）を作成し、記録しておくこと。

2 許可基準の適合審査

(1) 書面審査

交通企画課長は、許可申請を受理したときは、次に掲げる許可基準に適合することについて、許可申請書と添付書類を突合し、審査すること。

ア 特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車は特定自動運行を行うことができるものであること（法第75条の13第1項第1号）。

イ 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること（法第75条の13第1項第2号）。

ウ 法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること（法第75条の13第1項第3号）。

エ 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において特定自

動運行が終了した場合を含む。)が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること(法第75条の13第1項第4号)。

オ 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであって、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること(法第75条の13第1項第5号)。

(2) 添付書類の追加提出及び特定自動運行計画への追記について

交通企画課長は、添付資料のほか、審査の内容に応じて追加資料が必要な場合は、申請者に対し、郵送その他の方法により、資料の追加提出を求めること。

また、特定自動運行計画が許可基準に適合することを担保するために必要となる事項については、申請者に対し、その内容の特定自動運行計画への追記を求めること(府令第9条の21第2項)。

なお、添付書類の追加提出及び追記の経過については、処理経過簿にその状況を記録すること。

(3) 欠格事由

交通企画課長は、許可を受けようとする者が、法第75条の14に掲げる次のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならないことに留意すること。

ア 特定自動運行の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過していない者のほか、法人が許可の取消しを受けた場合に当該取消しの原因となった事項が発生したときに役員として在任した者で、当該取消しの日から5年を経過していないものは、特定自動運行の許可を受けることができない。

イ 特定自動運行の許可を受けようとする者が法人の場合には、役員がアに該当する場合にも、特定自動運行の許可を受けることができない。

3 実地調査

交通企画課長は、次に掲げる特定自動運行の経路等の実地調査を行うこと。

なお、必要がある場合は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する警察署長に対して、所要の調査等を依頼することができる。

また、実地調査は、動画や画像データ等を活用し、必要な情報を遠隔で収集することで、実地調査項目を十分に確認できる場合においては、遠隔での調査で代替できるものとする。

(1) 特定自動運行の経路の調査

特定自動運行の経路を実地調査し、交通量や道路状況等について、適宜必要な箇所で停止するなどして確認を行うこと。

(2) 特定自動運行を管理する場所等の調査

法第75条の20第1項第1号に規定する装置が正常に作動するか、特定自動運行を管理する場所から、法第75条の19第2項の指定を受けた特定自動運行主任者が法の規定等に基づく措置を適切に講ずることができるような装置等の整備状況等について確認を行うこと。

また、特定自動運行を管理する場所と法の規定等に基づく措置を講ずるための特定自動運行の経路までの所要時間等について確認を行うこと。

(3) その他必要と認める事項の調査

特定自動運行計画が許可基準に適合することを担保するための事項については、必要な範囲内において調査等を行うこと。

4 許可証の交付等

交通企画課長は、審査等の結果、特定自動運行計画が許可基準を満たしていると認めたときは、申請者に対し、速やかに特定自動運行許可証（府令別記様式第五の七。以下「許可証」という。）を交付すること。

なお、許可証の交付に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 法第75条の13第2項の規定に基づく意見聴取

交通企画課長は、許可に当たっては、特定自動運行の許可等に関する取扱規則（令和5年鹿児島県公安委員会規則第11号。以下「取扱規則」という。）別記第1号様式「特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）」に必要な書類の写しを添えて、次の者の意見を必ず聴取しておくこと。

ア 2(1)ア、イに掲げる事項については国土交通大臣等

イ 2(1)オに掲げる事項については当該許可申請に係る特定自動運行経路を所管する市町村長

(2) 府令第9条の22の規定に基づく意見聴取

交通企画課長は、必要に応じ、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）（取扱規則別記第2号様式）に必要な書類の写しを添えて、次の者の意見を聴取することができる。

ア 特定自動運行経路を所管する県知事

イ 特定自動運行経路を所管する道路管理者

ウ 学識経験者その他公安委員会が必要と認める者

(3) 許可条件の付与

交通企画課長は、特定自動運行の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付与すること。

(4) 許可証の交付等

交通企画課長は、許可証を交付する際は、許可申請管理台帳の受領者確認

欄に署名等をさせること。

5 許可の公示

交通企画課長は、特定自動運行の許可をしたときは、特定自動運行許可票（取扱規則別記第9号様式）により、県警ウェブサイトへ掲載し、及び警察情報センターへ備え付けて公示すること。

許可の公示の期間については、当該許可が取り消され、又は特定自動運行を行わないこととしたことによる許可証の返納がない限り、公示を続けるものとする。

第2 許可事項の変更事務の取扱い

1 特定自動運行計画の変更許可

交通企画課長は、法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があったときは、特定自動運行計画変更許可申請書（府令別記様式第五の十）及び添付書類の有無並びに記載漏れ等の形式的確認を行い、不備がなければ、これを受理すること。

なお、変更許可申請の取扱いは、許可申請事務の取扱いを準用することとし、許可証の交付に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 法第75条の16第2項の規定による意見聴取

交通企画課長は、変更の許可に当たっては、特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（甲）（取扱規則別記第3号様式）に必要な書類の写しを添えて、次の者の意見を必ず聴取しておくこと。

ア 第1の2(1)ア、イに掲げる事項については国土交通大臣等

イ 第1の2(1)オに掲げる事項については当該許可申請に係る特定自動運行経路を所管する市町村長

(2) 府令第9条の23第2項の規定による意見聴取

交通企画課長は、必要に応じ、特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（乙）（取扱規則別記第4号様式）に必要な書類の写しを添えて、次の者の意見を聴取することができる。

ア 特定自動運行経路を所管する県知事

イ 特定自動運行経路を所管する道路管理者

ウ 学識経験者その他公安委員会が必要と認める者

(3) 許可条件の付与

交通企画課長は、特定自動運行の変更の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付与すること。

(4) 許可証の交付等

交通企画課長は、許可証を交付する際は、許可申請管理台帳の受領者確認欄に署名等をさせること。

2 許可の公示

交通企画課長は、特定自動運行の変更の許可をしたときは、特定自動運行許可票（取扱規則別記第9号様式）により、県警ウェブサイトへ掲載し、及び警察情報センターへ備え付けて公示すること。

許可の公示の期間については、当該許可が取り消され、又は特定自動運行を行わないこととしたことによる許可証の返納がない限り、公示を続けるものとする。

3 軽微な変更の届出

(1) 届出の受理

交通企画課長は、次に掲げる事項の変更の届出があったときは、特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書（府令別記様式第五の十一）及び府令第9条の25第2項各号に掲げる変更に係る事項の区分に応じた書類並びに許可証を提出させ、当該届出書の余白に受付印を押印し、これを受理すること。

ア 特定自動運行用自動車の登録番号又は車両番号及び車台番号の変更であって、当該自動車の台数の変更を伴わないもの

イ 特定自動運行を管理する場所の連絡先の変更

ウ 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所の変更

(2) 管理台帳の記載

交通企画課長は、許可事項の変更申請を受理したときは、軽微な変更届出受理台帳（別記第3号様式）に受理日等の必要な事項を記載し、管理すること。

(3) 書き換えた許可証の交付

交通企画課長は、(1)の変更の届出があった場合において、提出を受けた許可証の記載事項に変更が生じる場合には、当該許可証の変更に係る部分を加除訂正し、許可証の余白部分に「変更年月日」を朱書きの上、変更部分に公安委員会印を押印すること。

書き換えた許可証を交付する際は、軽微な変更届出受理台帳の受領者確認欄に署名等させること。

第3 許可証の再交付申請の取扱い

1 再交付申請の取扱要領

交通企画課長は、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより、許可証の再交付の申請があったときは、特定自動運行許可証再交付申請書

(府令別記様式第五の八) 及び許可証の添付(亡失又は滅失した場合を除く。)を確認の上、当該申請書の余白に受付印を押印し、これを受理すること。

2 管理台帳の記載

交通企画課長は、再交付申請を受理したときは、許可証再交付台帳(別記第4号様式)に受理日等の必要な事項を記載し、管理すること。

3 再交付した許可証の交付要領

再交付した許可証については、許可証番号及び許可年月日は既交付許可証と同様とし、当該許可証の右上欄外の見やすい場所に「再交付」と朱書きすること。

再交付した許可証を交付する際は、許可証再交付台帳の受領者確認欄に署名等させること。

第4 許可証返納事務の取扱い

1 返納の受理

交通企画課長は、府令第9条の38第1号及び第3号による許可証の返納の届出があったときは、許可証返納届出書(取扱規則別記第8号様式)及び許可証の添付(亡失又は滅失した場合を除く。)を確認した上、当該届出書の余白に受付印を押印し、これを受理すること。

2 返納の公示

交通企画課長は、許可証の返納を受理した場合は、特定自動運行許可証返納票(取扱規則別記第11号様式)により、県警ウェブサイトへ掲載し、及び警察情報センターへ備え付けて公示することとし、公示期間は、公示日から起算して14日間とする。

3 管理台帳の記載

交通企画課長は、許可証返納を受理したときは、返納届出受理台帳(別記第5号様式)に返納年月日等の必要な事項を記載し、管理すること。

第5 簿冊の備付け

交通企画課に、次に掲げる台帳等を備え付け、保存期間は20年(常用)とする。

- 1 許可申請管理台帳
- 2 処理経過簿
- 3 軽微な変更届出受理台帳
- 4 許可証再交付台帳
- 5 返納届出受理台帳

別 記
第 1 号 様 式 （ 第 1 の 1 （1）関 係 ）

許 可 申 請 管 理 台 帳

【 年 】

受 理 番 号	許可（変更許可） 申請受理年月日	申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称	運行経路 の管轄署	許可証番号	交 付 年 月 日	受 領 者 確 認

注）許可証番号は、第 1 号からの一連番号とする。
変更許可申請を受理した場合は、申請受理年月日欄に（許可証番号第〇号変更）と記載すること。※例示：（許可証番号第〇号変更）令和〇年〇月〇日

第2号様式（第1の1(3)関係）

処 理 経 過 簿

受 理 番 号	
申 請 者 等	
申請等の種別	
年 月 日	内 容

第 3 号 様 式 （ 第 2 の 3 （ 2 ） 関 係 ）

軽 微 な 変 更 届 出 受 理 台 帳

【 年 】

受理年月日	許可証番号	氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	変更(書換え) 理 由	書 換 え 交 付 年 月 日	受 領 者 確 認

変 更 理 由 は 、 1 自 動 車 登 録 番 号 等 の 変 更
 2 自 動 車 運 行 の 管 理 場 所 の 連 絡 先 の 変 更
 3 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 、 法 人 は そ の 代 表 者 ・ 役 員 の 氏 名 及 び 住 所 の 変 更
 の 該 当 す る 番 号 を 記 載 す る こ と 。

第 4 号 様 式 （ 第 3 の 2 関 係 ）

許 可 証 再 交 付 台 帳

【 年 】

受理年月日	許可証番号	氏 名 又 は 名 称	再 交 付 理 由	再 交 付 年 月 日	受 領 者 確 認

第 5 号 様 式 （ 第 4 の 3 関 係 ）

返 納 届 出 受 理 台 帳

【 年 】

返納年月日	許可証番号	氏 名 又 は 名 称	返 納 理 由